

意見の要旨

委員 廣瀬健二

今回、やむなく欠席いたしますが、第11回部会のご案内をいただきましたので、問題意識・視点の提示という趣旨で下記の意見を述べさせていただきます。

記

1 制度改革に当たっては、改革の必要性に応えると共に、現行の制度の長所・利点を維持し、改革によるマイナス面をできるだけ減少させるべきであること、制度の比較検討は運用面も含めた実質的な観点から行うべきであることを確認しておきたい。

2 「少年」の年齢を18歳未満とすることについては、積極論、消極論がすでに述べられ、対立しているが、私としては双方の意見にそれぞれ理があると思われる。

すなわち、積極論の論拠のうち、民法や公職選挙法等で「大人」として扱われる者が重大・凶悪な事件を犯した場合には犯罪者の扱いとしても「大人」として扱うべきであるという点には、説得力があり、きちんと対応すべきである。また、親権を離脱することによって生じる理論的な問題点にも対応する必要があると思われる。

他方、少年法による科学調査（家裁調査官の調査・調整、少年鑑別所の鑑別等）、家裁による審判・保護処分（保護観察、少年院等）については、再犯防止に有効に機能しているもので、できる限り、そのような機能を実質的に確保すべきである。

3 そこで、私としては、重罪とそれ以外の犯罪を区分し、前者は、原則逆送ではなく、現行の成人と同様に検察官が起訴して通常の刑事手続を行うこととし、後者は現行の少年法の手続・処分をできるだけ生かす制度とすべきであると考えている。

後者について、民法上の成年として処分は行為責任の範囲内に限定されるという考え方に立つとしても、18歳、19歳についての保護処分は、行為責任の範囲（罪刑の均衡の保持）で行わなければならないとの趣旨の規定を設ければ、理論的な整合性も過剰な介入の抑止も可能である。

また、18歳以上の者が親権を離脱することについては、ぐ犯の規定や保護者に関する規定に必要な改正を加えることで対応することができるとと思われる。

なお、これまで少年法は一律の規制であったが、年齢や犯罪の軽重等に関する区分・特則を設けることは、諸外国の立法例にみられる合理的な制度であって、上記のような改定も年齢・犯罪による合理的な区分・特則を設けるものとして許容できるものと考えられる。

4 当部会で検討されている刑罰に関する諸改革の多くは上記の趣旨に沿うと思われる。また、仮に「少年」の年齢が引き下げられた場合、新たな処分は、検察官において起訴をしないと判断された者という限定はあるものの、上記のような科学調査・審判・保護処分の機能を実質的に生かすという趣旨で正当な方向性を持つものと思われる。

もっとも、この制度が実質的に有効に機能するためには施設収容も含めた処分の選択肢が確保されることが必須であるが、行為責任の観点からも施設収容処分が許容される事例があり得るのに収容処分が設けられないのでは実効性の点で不十分となり、実効的に機能しない場合には、上記利点の維持及びマイナス面の減少も図れないことになってしまうことを銘記すべきである。

以上